

掲示期間 3.27-4.5

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「なかのくち保育園」を「中之口こども園」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。